

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		病院、診療所及び助産所の人員、構造設備及び管理者に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第21条 第23条 規則第16条 第17条 第19条 第20条 第21条 第21条の2 第21条の3 第21条の4 第30条の4 第30条の5 第30条の5の2 第30条の6 第30条の7 第30条の7の2 第30条の8 第30条の8の2 第30条の9 第30条の10 第30条の11 第30条の12
所 管 課		保健衛生局保健所保健所管理課（電話：048-840-2207）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	医療法及び同法施行規則に基づき、定められた人員が配置されていない場合、構造設備が基準どおり設置されていない場合、記録等が作成されていない場合、衛生上著しく有害若しくは保安上危険と認められる場合等、必要に応じて現況を確認後、改善が必要であれば口頭による指導又は文書による報告書を求める。
	備 考	